

家族・親族（3親等以内に限る）による搬入の場合

ごみの自己搬入は、本人（排出者）または家族・親族（3親等以内に限る）による搬入が原則です。

ごみの排出者である家族・親族（3親等以内に限る）が同乗出来ない場合は、下記の書類が必要となります。書類が確認できない場合は受入れできませんのでご注意ください。

【1】ごみを搬入する方の身分証明書 原本提示

（運転免許証、マイナンバーカード 等）

【2】ごみを排出する方の住所・氏名が確認できる書類 原本提示

（運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、固定資産税納税通知書、公共料金の領収書 等）

【3】「家庭ごみ（一般廃棄物）処理等申請書」 提出

※1回の搬入ごとに提出していただく必要がありますので、複数回搬入される場合は、コピーをしたものに押印して提出してください。（押印したもののコピーは不可）

※申請書は[ダウンロード](#)するか、自己搬入時に窓口でご記入ください（申請者の印鑑をご持参ください）。

（問合せ）東金市外三市町環境クリーンセンター
業務課廃棄物受付係
0475-55-9141（※平日のみ）